

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第2回相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会		
事務局 (担当課)		高齢・障害者福祉課 電話042-707-7055 (直通)		
開催日時		令和7年10月8日(水) 午後1時30分～午後2時30分		
開催場所		相模原市立あじさい会館6階 展示室		
出席者	委員	7人(別紙のとおり)		
	その他	6人(オブザーバー1人、市関係課職員5人)		
	事務局	14人(市: 高齢・障害者福祉課長、他7人 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会: さがみはら成年後見・あんしんセンター所長、他5人)		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	1人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		議事 1 令和6年度成年後見人等における苦情解決の方策について 2 担い手の確保・育成等の推進について 3 市民後見人等の活躍支援について 4 その他		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

1 令和6年度成年後見人等における苦情解決の方策について

事務局から資料1に基づき説明を行った。

(玉手委員)

苦情は、さがみはら成年後見・あんしんセンターが担ったことに対する苦情と受け取れなかったが、他の後見人等に対する苦情も受け付けているのか。

(事務局)

他の後見人等に対する苦情があった場合は、受け付けている。

(玉手委員)

苦情等を受け、情報提供をすることがメインになるのか。

(事務局)

情報提供のほか、内容に応じた助言等を行っている。

(加瀬委員)

No.1について、事前に話し合いをしたいという希望に対応していないと伺えるが、家族等の意向が反映されずに選任されてしまったということか。

(事務局)

自身は、チェック項目をblankで提出しており、それが反映されることはなかったという苦情であった。さがみはら成年後見・あんしんセンターでは、事実確認が取れないため、当該センターからはその必要性を踏まえて家庭裁判所が判断する旨を伝えている。そこについて不満等がある場合は、家庭裁判所に問合せよう案内するほかない。

(安永会長)

当該センターにおける苦情受付は、制度に関する苦情等も一旦受け付けるということだが、主たる目的はなにか。

(事務局)

苦情受付について、当該センターでは広く制度に関する相談を受け付けており、相談業務の一環として苦情があった場合に適切な案内や支援につなげるといった役割を担っている。こうした苦情を一定程度蓄積し、その対応等を本会で共有しているものである。

(安永会長)

個別の事件に対しては、関与せず情報提供を行うスタンスということか。

(事務局)

そのとおりである。ただし、個別の相談の中で困難事例があった場合は、成年後

見制度利用促進事業の一部に困難事例対応委員として弁護士を配置しており、委員からの専門的な助言を踏まえて適切な対応を行っている。

2 担い手の確保・育成等の推進について

事務局から資料２－１及び２－２に基づき説明を行った。

(小野澤委員)

担い手の高齢化により新規の受任が難しくなっていることが問題になっており、そうした方たちの知見を活かすような取組が必要ではないかと議論がされている。例えば、新規の受任はできないが、経験を地域にフィードバックしたいと考えている方が一定数存在しており、そうした方たちに親族後見人等のサポーターとして活躍していただき、親族後見人等の不安解消及び自立を促すような取組があっても良いのではないか。

(池田委員)

市民後見人の会との意見交換について、さがみはら成年後見・あんしんセンターが市民後見人に関する支援等を行っており、市民後見人が抱える課題や後見活動における事例等が一定程度出ていると思われるが、それらを専門家にフィードバックするなどして市民後見人を活用するための参考にできると良い。

また、新たな法人後見の担い手の開拓について、最近、成年後見人に対する厳しい意見を耳にすることが多く、新たな担い手を開拓するのは良いが、市がどの程度教育できるかまた、監督できるかなどを踏まえた上で開拓できると良い。

(事務局)

新たな法人後見の担い手を開拓することになると、行政の財政支援の中で適切な管理監督を行うことになる。国に法人の育成に係る財源があるため、新たに開拓する場合は、それらも活用しながら適切な後見活動が行える法人の育成に努めていく。

(安永会長)

市民後見人が毎年育成されている中で、どうフォローアップしていくのか、また、受任件数を増やしていくのかが喫緊の課題となっている。弁護士会相模原支部では、名簿を家庭裁判所に提出しており、その中に市民後見人とのリレー受任という項目を設けた。それによって弁護士会としても市民後見人と一緒にやっていこうという意識を持つよう取り組んでいる。各士業におかれても、市民後見人とともに受任できるような体制を整えていただくなど、市民後見人の活躍等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、法人の開拓等について、様々な法人がある中では蓋を開けてみないと分か

らない部分もあり、中々難しい問題も孕んでいるかと思う。

(渋谷副会長)

大和市の法人の形態は何か伺う。

(事務局)

県央福祉会の下部組織であるNPO法人である。

(渋谷副会長)

先日、家庭裁判所から一般社団法人の任意後見監督人として依頼された案件があり、今後もこのような案件が増えていくと思われる。個人的にFP（ファイナンシャルプランナー）を登録しており、それにより月刊誌が届くが、今月の記事には成年後見制度の内容のほか、相続や死後事務についても記載されており、そこにマーケットを求めていることが伺えた。財産管理契約や任意後見契約、死後事務に係る部分で商売をするといった相続マーケットのような側面がある。死後事務を依頼した場合、その後チェック機能が無く、本当に依頼したことが実施されているかが疑問点となっているなど適切な法人の選定が難しくなっている。先日、研修講師を行った際に、被後見人の死後事務を依頼した団体があり、被後見人が亡くなった後、特段の報告が無く、本当に亡くなられた方が望むことを実施してくれたかが疑問という方がいた。

法人を開拓する際に、市が助成をして何かトラブルがあると問題ということで選定は厳しくなるが、一方で厳しすぎると担える法人がいなくなるため、さじ加減が難しいと思われる。

(加瀬委員)

死後事務等に関する民間事業者がここ最近増えてきているように思える。他社との差別化として安い金額をうりにしているところもあり、本来の目的からずれているところを見るに若干の不信感もある。このことから、新たな法人の開拓については、慎重に進めていかないと後のトラブルにつながると感じている。

包括に対して制度に関する相談がある時は、通常の財産管理というよりは虐待が疑われるような案件や重層的な支援に付随するような案件が多く、単に制度につなげれば良いというものではないものが増えてきていると感じている。

(事務局)

現行の制度では、極めて保護的であり、後見人に本人の権利擁護が委ねられている一面があることから法改正に向け、現在、議論されている。令和7年度末頃に改正法案が出る見込みのため、それを踏まえて法人の開拓等の各施策の検討を進めていく。

また、現在、新たな日常生活自立支援事業が検討されており、その中に死後事務が含まれる動きがある。市社協では、みまもりエンディングサポート事業として死後事務を行っており、本市としても今後そこに対する財政支援等を通じて推進していきたいと考えている。

3 市民後見人等の活躍支援について

事務局から資料3に基づき説明を行った。

(安永会長)

令和7年度における市民後見人の推薦は、現時点で交代を含む2件であり、低調な事態が続いている。

(安永会長)

家庭裁判所に対しては、こちらから積極的にフローを提供していくなどの取組を進めていき、そのうえで専門職とのリレー受任も視野に入れつつ進めていく必要があると考える。

(事務局)

家庭裁判所から市民後見人の推薦依頼が行えるフローができていないため、今後はそれらを視野に入れつつ、司法との連携を図っていく。

(安永会長)

家庭裁判所から各士業に対して推薦依頼が来た際、本人の抱える課題が今後解決する見込みがある案件であった場合、士業の方から市民後見人との複数受任を提案することで市民後見人が受任できるようなフローが実現できると良い。

4 その他

次回協議会は、令和8年2月12日（木）午後1時30分から開催する。

以 上

第2回相模原市権利擁護支援のための
地域連携ネットワーク協議会 委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	安永 佳代	神奈川県弁護士会	会 長	出席
2	渋谷 健太郎	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部	副会長	出席
3	池田 健博	公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部		出席
4	原田 和史	東京地方税理士会相模原支部		出席
5	小野澤 和美	公益社団法人神奈川県社会福祉士会		出席
6	玉手 邦明	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 基幹相談支援センター		出席
7	加瀬 剛広	社会福祉法人さがみ愛育会 大野北第2地域包括支援センター		出席